

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（案）概要

1 改正概要

(1) 会計年度任用職員制度の導入に伴う改正

本条例の適用対象となる職員にフルタイム会計年度任用職員を加え、それに伴う必要な改正を行う。

(2) 欠格条項の削除に伴う改正

地方公務員法の一部改正（元. 6. 14 公布、元 12. 14 一部施行）により、成年被後見人等に係る欠格条項が削除されることに伴い、地方公務員法第 16 条第 1 号に該当して失職した者に係る規定を削る。

(3) その他

元号の改正に伴い、所要の規定整備をする。

2 施行期日

(1) については令和 2 年 4 月 1 日、(2) については本年 12 月 14 日、(3) については公布の日